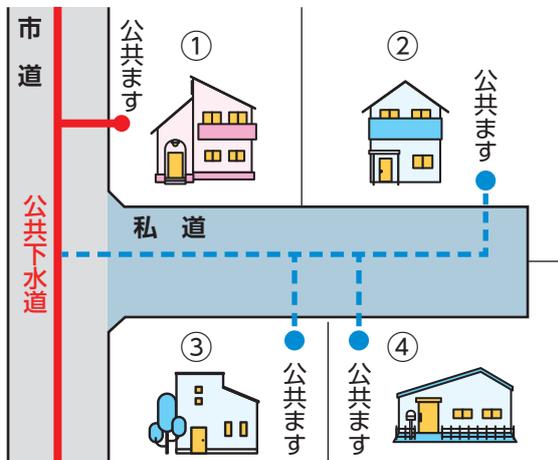


# 私道へ公共下水道整備を希望する人へ

浄化槽から公共下水道への切り替えなどを希望する人で、一定の要件\*を満たす場合、上下水道局が私道へ公共下水道を整備します。



## ★要件の例

左図のような

①～④の4戸で共有している私道に公共下水道の整備(-----)を希望する場合

- ・私道所有者①～④全員の承諾
  - ・整備の対象となる建物②～④の3戸のうち、半数(2戸)以上の公共下水道への接続希望
- ※所有者が同じ建物は、1戸とみなします。

要件について詳しくは、市ホームページをご覧ください。



※建物①は市道側で接続済みのため、整備対象外

## ■公共ますとは

家庭の生活排水を下水道管へ流せるよう、宅地内に市が設置します

☎ 下水道整備課 ☎537-5662

# ビルやマンションなどの貯水槽水道の維持管理は大丈夫ですか？

ビルやマンションなどにある給水装置、貯水槽水道(下図参照)はお客さまの財産です。管理は設置者が責任を持って行わなければなりません。

安全・安心な水道水を供給するために、**1年に1回以上の定期的な清掃・点検を実施**してください。受水槽の大きさが10㎡を超える場合、法的にも管理が義務付けられていますのでご注意ください。工事費用および維持管理に必要な費用は**すべてお客さまの負担**となります。



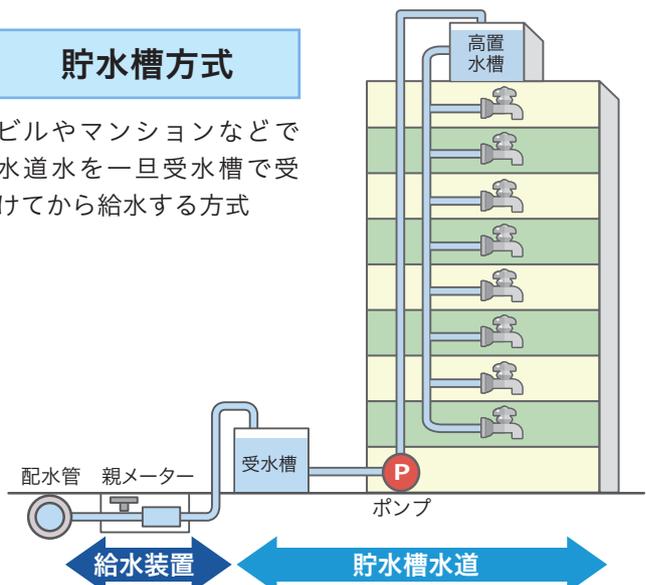
清掃を委託する場合、県に「建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業」の登録を受けた清掃業者にご依頼ください。



大分県ホームページ▶

## 貯水槽方式

ビルやマンションなどで水道水を一旦受水槽で受けてから給水する方式



定期的に清掃・点検しようね！

☎ 保健所衛生課 生活衛生担当班 ☎536-2854  
営業課 給排水審査担当班 ☎538-2417